

## 川内村若者定住応援交付金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、川内村へ若者の定住促進を図るため、移住により就職をした者（以下「移住者」という。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付し、定住する若者を支援することを目的とし、交付に関しては、川内村補助金等の交付等に関する規則（平成13年川内村規則第1号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (用語の定義)

第2条 この要綱に定める用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 村内の事業所 村内に所在する事業所
- (2) 移住 本村以外の地域から転入し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項に規定する本村の住民基本台帳に記録され、かつ、生活の本拠が本村にあることをいう。
- (3) 定住 本村の住民として永住の意志をもって居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項に規定する本村の住民基本台帳に記録され、かつ、生活の本拠が本村にあることをいう。
- (4) 移住者 本村に5年以上継続して居住する意思をもって転入した40歳未満の者で、転入の日から1年以内に就職した者、かつ、転入の前3年において村内に住所を有していなかった者をいう。（ただし、転勤者は除く。）
- (5) 借家等 村内における借家、アパート等
- (6) 正社員 雇用保険に加入し、無期雇用契約に基づいて就業している者及び自営業者の後継者
- (7) 商品券発行団体 川内村商工会

### (若者定住応援交付金の種類)

第3条 若者定住応援交付金は、次の各号によるものとする。

- (1) 定住促進応援交付金
- (2) 定住住宅費支援交付金

### (定住促進応援交付金の交付要件)

第4条 定住促進応援交付金の交付要件は、本村に住所を有する移住者で、村内の事業所及び近隣市町村の事業所に週20時間以上の無期雇用契約に基づいて雇用され、5年以上継続して本村に居住することが確実と見込まれる者であること。

2 前項において、正社員として雇用された事業所が自営業の場合は、川内村商工会（以下「商工会」という。）会員であることを条件とし、就業実態については、商工会において確認するものとする。

3 その他、村長が特に必要と認める者

4 次の各号に該当する場合は、交付対象者とししないものとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯
- (2) 風俗営業法に定める事業所に雇用された者
- (3) 転勤が見込まれる事業所に雇用された者
- (4) 移住定住に係る国、県、村の補助金等を受ける者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第5号に規定する指定暴力団の構成員（準構成員を含む。）
- (6) 公務員である者
- (7) 村税を滞納している者

### (定住促進応援交付金の額及び交付方法)

第5条 定住促進応援交付金の額は、次のとおりとし、商品券発行団体が発行する商品券及び現金により、対象世帯一回限り交付するものとする

(1) 世帯での移住の場合 現金25万円及び商品券5万円

(2) 単身での移住の場合 現金15万円及び商品券5万円

(定住促進応援交付金の交付申請)

第6条 定住促進応援交付金の交付を受けようとする者は、定住促進応援交付金交付申請書(様式第1号)に次の書類を添え、雇用された日から1年以内に村長に提出しなければならない。

(1) 住民票(申請日を含め1か月以内に発行されたもの)

(2) 雇用通知書等の写し

(定住促進応援交付金の交付決定)

第7条 村長は、前条に規定する交付申請書を受理した場合は、書類の審査及び必要な調査を行い、適当と認めたときは交付を決定し、若者定住応援交付金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(定住促進応援交付金の交付の請求)

第8条 申請者は、前条により交付決定の通知を受けた場合は、速やかに定住促進応援交付金交付請求書(様式第3号)を村長に提出するものとする。

(定住促進応援交付金の交付)

第9条 村長は、申請者から前条に規定する請求書の提出を受けた場合は、速やかに交付するものとする。

(定住住宅費支援交付金の交付要件)

第10条 定住住宅費支援交付金の交付要件は、第3条第1項第1号に規定する定住促進応援交付金の交付決定を受けた者で、最初に家賃の満額を支払った月(以下「起算月」という。)から、5年以上継続して本村に居住することが確実と見込まれる者であり、借家等に入居する者であること。

(定住住宅費支援交付金の額)

第11条 定住住宅費支援交付金の額は、支払った家賃の月額(共益費等を除く。)と当該借家等に附属する駐車場の借上料の合算額から住宅手当等を控除した額の2分の1以内の額で、20,000円を超えない額とする。ただし、算出した額のうち、千円未満の額については、これを切り捨てるものとする。

(定住住宅費支援交付金の交付申請)

第12条 定住住宅費支援交付金に係る交付申請は、定住住宅費支援交付金交付申請書(様式第4号)に家賃の支払いを証明する書類(領収書の写し等)を添え、村長に提出しなければならない。

2 補助金の交付の期間は、起算月から3年間(36月)を限度とし、居住月までを対象とする。

(定住住宅費支援交付金の交付決定)

第13条 村長は、前条に規定する交付申請書を受理した場合は、書類の審査及び必要な調査を行い、適当と認めたときは交付を決定し、若者定住応援交付金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(定住住宅費支援交付金の交付の請求)

第14条 申請者は、前条により交付決定を受けた場合は、交付決定を受けた年度の4月分から9月分までを9月末日までに、10月分から3月分までを3月末日までに、定住住宅費支援交付金交付請求書(様式第5号)を村長に提出するものとする。

2 村長は、申請者が前項の規定による請求書を提出できないやむを得ない理由があると認める場合は、期限について猶予することができる。

(定住住宅費支援交付金の交付)

第15条 村長は、申請者から前条に規定する請求書の提出を受けた場合は、速やかに交付するものとする。

(交付決定の取消し及び交付金の返還)

第16条 村長は、次の事項が判明した場合は、交付決定の全部又は一部を取り消すことがで

きる。

(1) 村外に転出し、又は賃貸住宅に居住の実態がないと判断したとき。

(2) 税金等を滞納したとき。

(3) 生活保護を受けたとき。

(4) 補助金の申請に関し、偽りその他不正の行為があったとき。

(5) 賃貸借契約を解除したとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、村長が交付金の全部又は一部を取り消す相当の理由があると認めるとき。

2 村長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、川内村若者定住応援交付金交付決定取消通知書（様式第6号）により、交付決定者に通知するものとする。

3 村長は、前項の規定により交付金の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、川内村若者定住応援交付金返還請求書（様式第7号）により、次の各号に定める交付金の返還を命ずるものとする。

(1) 3年未満のとき 補助金の全額

(2) 3年以上5年以内のとき 補助金の額の10分の5の額

(3) 偽りやその他不正の手段により交付を受けたとき 補助金の全額

（調査）

第17条 村長は、必要があると認めたときは、申請者若しくは交付決定者に対し報告を求め、又は調査を行うことができる。

（その他）

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定めるものとする。

#### 附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。